

月別	事業計画	参加分団等	
4月	△ 分団長教養・副分団長教養・新入団員教養	14日(日)	分団長・副分団長・新入団員
	△ 正副団長会議・分団長会議	17日(水)	団幹部
	△ 消防団員募集推進会議	17日(水)	推進委員
	△ 女性団員教養	21日(日)	全女性団員
	△ 教育担当者教養	22日(月)	教育推進者
	● 都消協通常総会	24日(水)	団長
	△ 平成24年度渋谷区補助金会計自己検査	下旬	各分団長、会計担当
	△ 第1回団員・家族体力練成会実行委員会	下旬	実行委員
	△ 消防団員証・被服等給貸与品の調査	下旬	全団員
	△ 消防団員資格等実態調査(4月～5月)	下旬	全団員
5月	△ 団友会総会 視察研修	9日(木)	団友会会員
	△ 正副団長会議・分団長会議	15日(水)	団幹部
	△ 鹿児島おはら祭り消防特別警戒	19日(日)	指定分団
	△ えびすふれあいまつり	19日(日)	指定分団
	● 日消協 理事会	22日(水)	団長
	△ 方面水防演習	24日(金)	団長・副団長
	○ 都消協第三方面支部会・団長会	29日(水)	団長・各副団長
	△ 第2回団員・家族体力練成会実行委員会	下旬	実行委員
6月	△ 渋谷区水防訓練	1日(土)	全団員
	△ 団消防操法大会	9日(日)	全団員
	△ 自主防災組織D級ポンプ合同訓練指導	16日(日)	指定分団
	△ 正副団長会議・分団長会議	19日(水)	団幹部
	△ 上級救命講習	30日(日)	指定団員
7月	△ 団幹部総会・視察研修会(1泊)	6・7日(土・日)	団幹部
	● 都消協 正副会長会議	23日(金)	団長
8月	◎ 定期健康診断	上旬	全団員
	△ 応急手当普及員講習	13～15日(火～木)	希望団員
	△ 防災パーク2012	24・25日(土・日)	指定分団
	△ 「原宿表参道元氣祭りスーパーよさこい2012」消防特別警戒	24・25日(土・日)	指定分団
9月	△ 区総合防災訓練	1日(日)	指定分団
	● 日消協 役員会	12日(木)	団長
	△ 正副団長会議・分団長会議	17 18日(水)㊟	団幹部
	△ 消防団員募集推進会議	17 18日(水)㊟	推進委員
	● 東京都消防操法大会指導者会議	27日(金)	指定団員
	○ 消防団業務実績評価	下旬	指定分団
	◎ 都総合防災訓練 ◎ 中級幹部研修(1泊)		未定 指定団員
10月	● 第21回全国女性操法大会(横浜)	17日(木)	希望団員
	△ 正副団長会議・分団長会議	16日(水)	団幹部
	● 第43回東京都消防操法大会 事前訓練(特別区)	20日(日)	希望団員
	● 第43回東京都消防操法大会	26日(土)	団長
	△ 団員・家族体力練成会	27日(日)	団員・家族
	◎ 第19回全国女性団員活性化岐阜大会	30日(水)	希望団員
	◎ 東京都消防褒賞受賞式	下旬	受賞団員
	△ 消防団員証・被服等給貸与品の調査	下旬	全団員

<p>第3 防火防災指導の推進</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時支援ボランティア及び自主防災組織等との連携訓練を実施する。 2 消防署と防火防災指導に係る情報の共有化を図る。 3 消防少年団活動や学校等での総合防災教育を消防署員と協働して実施する。 4 町会等担当団員を活用し、防火防災訓練に関する要望等を積極的に収集する。 5 各消防団員の経験、資格等を活かした指導を推進する。 6 訓練実施時の指導を全団員が実施できるよう、町会・自治会等とも十分に調整し、計画的に訓練を実施する。 7 町会等が主催する各種行事等へ積極的に参加し、地域住民等との良好な関係を醸成する。 8 地域の防災リーダーとして防火防災指導を適切に実施するため、応急救護技能等の指導能力の向上を図る。 9 消防団員ハンドブック及び特別区消防団自主学习用DVD等を活用して、指導要領等について再確認し、各消防団員の指導能力の向上を図る。
<p>第4 消防団への入団促進</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 「消防団の存在」、「消防団活動の重要性」を知らせるための広報を積極艇に推進する。 2 あらゆる媒体を効果的に活用した広報を実施する。 3 定員充足に向け1年を通じて募集活動を推進する。1月から3月までを重点推進期間とし、特に1月は募集強化月間として、15日の「Tokyo 消防団の日」を中心に、積極的な募集活動を実施する。 4 消防団員が参加しやすい体制を充実させ、活動への参加を通じて団員間のコミュニケーションの醸成を図る。
<p>第5 活動環境の充実</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 分団本部施設が未整備の分団における施設用地情報の収集。 2 設備資材の適正な管理及び使用 3 給（貸）与品の取扱い等についての教養を実施するとともに、特別職の地方公務員としての立場を認識し、都民の信頼を失うような言動のないように、新入団員教養等の機会を捉え教育する。

月別	事業計画	参加分団等	
11月	△ くみんの広場	2・3日(土・日)	指定分団
	△ 秋の火災予防運動(9～15日 防火のつどい・消防演習等)		全分団
	○ 渋谷消防団点検	10日(日)	全団員
	△ 応急手当指導員講習	16・17日(土・日)	希望団員
	△ 正副団長会議・分団長会議	20日(水)	団幹部
	△ 消防団員募集推進会議	20日(水)	推進委員
	◎ 東京消防庁震災訓練	23日 or 30日	全団員
	● 消防団120年記念式典(東京ドーム)	25日(月)	指定団員
	◎ 機関科研修	中旬	指定団員
	◎ 警防科研修	下旬	指定団員
◎ 可搬ポンプ等整備資格者特例講習	下旬	指定団員	
12月	△ 消防団年末消防特別警戒	1～31日	全分団
	△ 団友会 懇親会	3 15日(金) 休	団長 各副団長
	△ 正副団長会議・分団長会議	18日(水)	団幹部
	△ 年末消防特別警戒に伴う町会激励	27～29日(金～日)	団長・各副団長
	△ 年末消防特別警戒に伴う激励	30日(月)	全分団
1月	◎ 東京消防出初式	6日(月)	指定分団
	● 都消協定例表彰式・理事会	7日(火)	団長
	△ 渋谷消防団始式	12日(日)	全団員
	△ 文化財防火デーに伴う消防演習に参加	下旬	指定分団
2月	● 都消協理事会・臨時総会、第26回消防団員意見発表会・講演会	2日(日)	団長・各副団長
	● 上級幹部研修	2日(日)	団長・各副団長
	△ 節分祭消防特別警戒	3日(月)	指定分団
	△ 正副団長会議・分団長会議	4日(火)	団幹部
	△ 団幹部会新年懇親会	4日(火)	団幹部
	△ 上級救命講習・再講習	23日(日)	指定団員
	▲ 特別区消防団長会健康セミナー	中旬	指定団員
3月	△ 春の火災予防運動(1～7日 消防演習等)		全分団
	◎ 中級幹部研修	15-16日 8日(土)-9日(日)	指定団員
	△ 正副団長会議・分団長会議	19日(水)	団幹部
	△ 消防長官章受章祝賀会	19日(水)	団幹部
	△ 定年退職者辞令交付・表彰式・分団長以上補職辞令交付式	31日(月)	退職団員・団幹部
	◎ 機関科研修	上旬	指定団員
	▲ 新入団員教養講座	中旬	指定団員
▲ 消防団員教養講座	中旬	指定団員	
備考	※ 署計画による消防演習及び町会等の防災訓練指導等については、別途通知する。		
	※ 火災予防運動期間中の行事については、消防署又は出張所と連絡を密に実施する。		
	※ 署隊との連携訓練は、年6回以上署所に希望日を連絡し調整を受けること。		
	※ 凡例 ●:日消・都消協関係事業 ◎:都・庁関係事業 ▲:特別区団長会関係事業 ○:第三方面関係事業 △:渋谷消防団・渋谷消防署関係事業		

別添え 3

平成25年度渋谷消防団教育訓練計画

第1 目的

現在、東京においては首都直下地震の発生が危惧されており、地域に密着した消防組織である消防団は、地域の防災リーダーとして重要な位置を占めている。このため、平時はもとより、震災時の大規模災害時には、消防団と地域住民等との連携による、地域が一体となった災害活動を展開していくことが重要である。

これらを踏まえ、地域特性に応じた即時性の高い消防団の災害対応力を充実強化し、消防団の活動機能を十分に発揮させ、活力ある消防団活動を強力に推進する。

第2 教育訓練の重点

平成25年度渋谷消防団教育訓練の重点は次のとおりとする。

- 1 地域特性を反映し、震災対応力向上のための実戦的な教育訓練の推進
- 2 署隊と連携した活動能力の推進
- 3 防火防災指導の推進

細部は別記のとおりとする。

第3 教育訓練実施要領

1 教育訓練計画

平成25年度教育訓練計画は、別表1のとおりとする。

2 教育訓練担当者等

別表2のとおりとする。

第4 教育訓練実施時の留意事項

- 1 教育訓練で得た成果を実災害に反映できる訓練であること。
- 2 目標を明確にし、短時間で成果の挙がるよう配意すること。
- 3 教育訓練は教育訓練推進者を中心に、統制ある指揮と規律のもとに実施すること。
- 4 消防団員の特技、資格等の活用や経験則を教え、訓練への参画意欲を高めること。
- 5 団員の体調の健康状態を常に確認し、各種事故防止に万全を期すとともに、事故の未然防止に努めること。
- 6 訓練中における騒音等については、事前に町会、自治会等の理解を求め、付近住民とのトラブルを防止すること。
- 7 教育訓練及び会議等で、消防署員を要請する場合は、7日前までに団本部（事務局）を経由して申請すること。

モテ1/15日 4/15日 9:15